

主な仕組みの論点（解説）

（「□」以下が解説部分）

1 情報公開・情報提供の論点

① 分かり易い情報提供

□ 次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 市は、市民に分かり易い情報提供をするよう努める（工夫する等）。

② 収集した情報の有効活用

□ 次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 市は、収集した情報を有効的に活用する。

□ 市以外の主体における情報の有効活用（市民・市民活動団体等が保有する情報の相互活用）
はどうするのか。

③ 行政の会議の公開

□ 次のような内容を条例に盛り込むのか。

例1 行政が開催する会議を原則公開とする。

例2 行政は、自らが開催する会議について、市民が傍聴し易いよう努める。

④ 出資団体の情報公開

□ 市が出資している団体の情報公開の扱いに関して、条例に盛り込むのか。

条例に盛り込む場合、出資団体の情報公開の扱いは、どうあるべきか。

（参考：弘前市情報公開条例（抜粋）

（市が出資する法人の情報公開）

第23条 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人（※）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人

= 市長 資本金等2分の1以上出資している法人

（弘前市土地開発公社、岩木振興公社、星と森のロマントピア・そうま）

2 個人情報保護の論点

① 行政以外のまちづくりの主体（議会、市民活動団体等）への配慮

□ 行政以外の主体でも個人情報を扱いながら活動しているが、それらの主体においても個人情報の保護に配慮するよう努めるといった内容を条例に盛り込むのか。

（参考：弘前市個人情報保護条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者（※）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

※ 事業者 = 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

3 説明責任の論点

① 説明責任の主体

行政、議会、市民（補助金受領者）

説明責任の主体とするのはどこまでか。

市政運営は、市民の信託を受けて行われるため、行政及び議会は、信託者である市民に対して当然に説明責任を負っているが、補助金等を受領した市民・市民活動団体等に対して、その説明責任は及ぶのか。

② 説明の対象

計画、財政、条例、事業評価

説明の対象とするものは何か。

③ 説明の方法

分かり易く、市民に理解されるように

説明する際に主体が配慮すべきことは何か。

4 評価の論点

① 評価の対象

総合計画、政策、施策、事務事業等

評価の対象とするものは何か。

② 評価の反映の仕方

次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 評価結果を政策、財政（予算編成）等に反映させる。

③ 評価への市民参加

評価の実施に当たって市民参加をどうするのか。

評価結果を公表し、その後の対応等について市民参加をどうするのか。

④ 外部監査

次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、外部監査を実施する。

（参考）

外部監査 = 一定の資格等を有する外部の専門家（外部監査人）による財務監査等

5 総合計画の論点

① そもそも総合計画を作成するか。

基本構想の作成義務が撤廃された現状において、作成を義務付けるのか。

（以下④まで 作成を義務付ける場合）義務付け、作成の仕方等を条例に盛り込むのか。

② 総合計画策定への市民参加

次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 総合計画の策定に当たっては、広く市民参加を得るとともに、市民との協働による。

（注 審議会等を盛り込む場合は、「9 附属機関の運営」との関係）

③ 事前の情報提供

次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 総合計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表し、意見を求める。

（注 「7 意見聴取手続」との関係）

④ 進捗状況の評価・見直し

次のような内容を条例に盛り込むのか。

例 市は、総合計画の達成状況を評価し、その結果を市民に公表するとともに、市民参加のもとに総合計画の見直しに努める。

(注 「4 評価」との関係)

6 財政運営の論点

① 予算・決算に関して

分かり易い内容で公表するといった内容を条例に盛り込むのか。

総合計画と連動した予算編成・予算執行を行うといった内容を条例に盛り込むのか。

② 財政状況の公表

分かり易い内容で公表するといった内容を条例に盛り込むのか。

(参考)

財政状況 = 例 歳入歳出予算の執行状況、財産、地方債の現在高その他財政状況

③ 財産管理

財産の保有状況を公表するといった内容を条例に盛り込むのか。

財産の取得、管理等を定める計画の策定及びそれに基づく管理を行うといった内容を条例に盛り込むのか。

④ 対象団体

財政状況の公表等の対象団体について、市が出資する法人等まで含めるのか。

7 意見聴取手続の論点

① 意見聴取の対象とするもの

対象とするものは何か。

例 総合計画等の重要な計画、重要な施策の決定、条例の制定等

② 意見聴取をする案の公表

時期：あらかじめ、事前に相当の期間を設けて

内容：理解し易くするため、公表の内容（経緯、考え方、論点等）を指定するのか。

③ 手続

意見の提出方法等の手続について、条例に盛り込むのか、他の例規に委ねるのか。

8 意見・要望・苦情等への応答義務の論点

① 基本的事項（応答義務）に加え、応答から応答後までの事務を定めるか。

意見・要望・苦情等に関する事実関係を速やかに調査し、誠実に応答することを義務付けるだけでなく、寄せられた意見等の内容、事実関係の調査結果、その応答の内容に関する記録を作成し、整理し、保存するなど一連の事務について条例に盛り込むのか。

② 説明義務のポイント

説明義務に関する規定を盛り込むのか。盛り込む場合は、そのポイント（分かり易い説明等）は何か。

(参考)

説明義務 = 行政不服審査法の不服申し立てのように法令で保障されている救済措置などについて、市民から説明を求められたときの説明義務をいう。

9 附属機関の運営の論点

① 市民参加（委員の構成・資格、公募原則等）

□ 幅広い視点での審議を行うため、委員の構成・資格について一定の制限を設けるとともに、その制限の内容を条例に盛り込むのか。

例 委員の構成：男女比、年齢、地域等

資格：他の附属機関との重複禁止、議員・公務員を除く等

□ 政策決定等への市民参加の機会を拡充するため、附属機関の委員の選任の際、原則、その全部又は一部を公募により選任することを義務付けるような内容を条例に盛り込むのか。

② 会議の公開

□ 非公開情報を案件とする審議などの例外を除き、附属機関の会議は、原則公開とするよう義務付けるような内容を条例に盛り込むのか。

□ 原則公開に該当しない例外の扱い（例外事由は何か。その例外事由を条例に盛り込むのか。）はどうするのか。

10 住民投票の論点

⇒ 制度上の論点多数（発議、投票権、投票結果の扱い等）

① 住民投票に関して、自治基本条例で定める範囲

実施できる旨、別な条例への委任、投票結果の扱い等

（参考）他自治体の状況

	ニセコ町	四日市市	太田市	飯田市	大分市
実施できる旨	○	○	○	○	○
別な条例への委任	○個	○	○個	○個	○個
投票結果の扱い	○		○	○	○
発議			○		
条番号	48・49	22	21	35	26

備考 「○個」は、当該条文で「その都度」、「それぞれの事案に応じ」等、別な条例は、個別設置型とすることを明示しているものを指す。

（関連）制度・条例の形態

- ・個別設置型 = 住民投票条例をその都度制定して実施するもの
- ・常設型 = 住民投票に必要な要件を定める住民投票条例をあらかじめ定めておき、要件を満たした場合に実施するもの

□ 制度上の論点が多数あるため、まずは、条例で定める範囲（（参考）他自治体の状況）の表の左欄に記載している項目）を概ね決定するのはどうか。

※ 制度上の論点 = 第2・3回会議（勉強会）資料 38頁下段参照

② 住民投票に関して、委員会として審議する範囲（①≤②）

□ 住民投票に関して、条例に盛り込まない内容は議論しない方法もあるが、ある程度広い範囲で議論を深め、その範囲の中から条例に盛り込むべき項目を抽出する方法も有。

※ 条例に盛り込まない内容は、市長へ提出する報告書において参考意見とすることも可能